

役員等報酬および費用弁償規程

社会福祉法人 善隣会  
画図重富苑

(熊本市東区画図町重富968)

30.1.31  
受付

# 役員等報酬および費用弁償規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 善隣会 特別養護老人ホーム 画図重富苑 (以下「法人」という)の理事、監事、評議員(以下「役員等」という)に対する報酬および費用弁償の支給の基準を定める。

## (報酬)

第2条 法人の役員等が、理事会 評議員会 又はその他の会議等に出席した際は、報酬を支給する。

但し、役員等が職員(施設長等)である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、下表のとおりとする。

役職名	金額(日額)
理事長	6,000円
副理事長	5,000円
評議員、理事、監事	4,000円

## (費用弁償)

第3条 役員等が、理事会 評議員会 又はその他の会議等に出席した際は、交通に要する費用を概算で弁償するものとし、役員等の居住地から法人までの距離によって、下表のとおりとする。

距離(片道)	金額
2 km 未満	1,000円
2 km 以上 5 km 未満	1,200円
5 km 以上 10 km 未満	1,400円
10 km 以上	1,600円

## (支給日・支給方法)

第4条 報酬については、税額表の月額表(乙欄)を用いて源泉徴収し、本人希望に基づき、現金支給もしくは指定口座へ振込み支給によるものとする。

## (改正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を経て行うものとする。

## (附則)

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

様

## 報酬および交通費の支払い

本日は ご多用の中に〔理事会・評議員会・その他会議〕にご出席いただき誠にありがとうございます。

つきましては当社会福祉法人 善隣会の規程にもとづき 報酬および交通費を下記のとおりお支払い申し上げますので ご確認・ご査収いただきますようお願いいたします。

### 記

1. 報酬額	円
源泉徴収額(乙欄)	円
差引お支払額	円
2. 交通費	円
3. お支払い(合計)	円
4. お支払い方法	(現金お支払い ご指定口座振り込み)

平成 年 月 日

社会福祉法人 善隣会  
理事長 木村光男 印